

# 北海道農福連携技術支援者 派遣事業

農福連携の取組について技術的な課題を抱える農業者・福祉事業所等の依頼に応じて、道内の「農福連携技術支援者」を派遣します！



はじめての農福連携。  
うまくできるか  
不安・・・



現状の取組にアドバイ  
スしてほしい！

## 農福連携技術支援者(農林水産省認定)とは

農業者・就労系障がい福祉サービス事業所の職業指導員・障がい者本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。

## 派遣例(どのような派遣依頼が対象となるのか)

- ケース1 : 農作業委託前の『作業体験会』での「作業工程の細分化」等の指導・助言
- ケース2 : 農福連携『開始時』の「作業指示の出し方」等の指導・助言
- ケース3 : 農福連携『実施しばらく後』での「治具や作業の工夫」等の指導・助言

## 派遣条件

- ✓ 農業者又は農業団体から福祉事業所への委託業務、農業経営体が障がい者を直接雇用する等の農福連携の取組であること
- ✓ 農作業現場において、農福連携に関する専門的な助言・指導(農作業細分化、農作業難易度評価、作業指示の方法等)を行う業務であること
- ✓ 北海道が農福連携技術支援者の現場での助言が必要であると判断した取組であること
- ✓ 1依頼者あたりの派遣依頼が年度内に2回以内で、1回の指導時間は原則5時間以内とすること

## 事業の流れ

①派遣申込書を  
振興局農務課  
の農福連携相  
談窓口へ提出

(承認された場合)  
②道と農福連携技  
術支援者が日  
程等を調整

③詳細な内容等を  
依頼者と農福連  
携技術支援者  
で調整し、派遣  
を実施

④報告書を農福  
連携相談窓口  
へ提出



## 申込書等提出先及びお問い合わせ先

<派遣申込書・報告書提出先>  
お近くの農福連携相談窓口  
(各総合振興局・振興局農務課に  
設置)

<お問い合わせ先>  
北海道農政部農業経営局農業経営課調整係  
農業経営・企業連携サポート室  
TEL: 011-206-7364

